

『第6回都留市男女共同参画推進フェスティバル!!』

日 時 平成15年3月1日(土) 午後1時30分～4時00分

場 所 都留市文化ホール(うぐいすホール) 小ホール

内容 ①事例発表 『東桂協働のまちづくり』

発表者 東桂地域協働のまちづくり推進員 清水王也さん

○協働のまちづくりとは

○モデル地区としての東桂の活動例

○まちづくりは人づくり

「プロフィール」昭和10年12月生まれ。都留市出身。平成13年からは、東桂地域協働のまちづくり推進員を務める他、現在、都留市自治会連合会東桂地区連合自治会長や都留市民生委員を務める。また、平成12年から平成13年にかけては、都留市男女共同参画推進委員会副委員長を務めた。

★地域づくり・まちづくりは「参加」から「参画」そして「協働」へと、その体系を変えつつあります。特に、地方分権一括法の施行とともに地方分権が推進され、まちづくりの主役はその地域で生活する住民へと移行しつつあります。このような状況の中で、都留市のまちづくりの展開を図るため必要となるのは、市民の皆さんに「協働」の意識を強く持つてもらうことでもあります。

都留市のまちづくりに「協働」という意識を取り入れ、住民主導型社会の形成に向けた全市民的な展開を進めるための第一段階として、東桂地区をモデルに平成13年度から「協働のまちづくり」がスタートしました。市内自治会関係者や地域活動に関心のある方は、自らの活動の一助となると思われまますので、特に積極的な参加をすすめます。

協働とは・・・地域住民がまちづくりのために、パートナーシップを發揮し、行政と協調しながら、ともに汗を流し行動すること。

②パネルディスカッション

テーマ 『それぞれの国から見た家族・地域』

コーディネーター 都留文科大学生担当 関口稔夫さん

パネリスト 留学生や市内在住外国人の方などを予定しています

国際化、情報化の発展により、いながらにして世界の情報が分かる時代になりました。また、国際交流も活発になっていきます。このパネルディスカッションでは、パネリストにそれぞれの国の文化や事例、日本に来てからの感想などをエピソードとして語っていただきます。

この機会に、各国の文化や慣習の違いを聞き、国際交流と国際理解を深めてみませんか。

◎入場無料 申し込み不要(性別、年齢を問わず、どなたでもご自由にご参加ください)

◎主催 都留市、都留市男女共同参画推進委員会、都留市女性団体連絡協議会

清掃・保守点検を忘れずに

「浄化槽は適正に管理」していただき

浄化槽は、微生物の働きにより汚水を浄化し、きれいな水にして放流する装置です。浄化槽が正常な働きをするためには、清掃や保守点検をしっかりと行い、各家庭の責任により適正に管理することが、浄化槽法などによって定められています。

◎浄化槽の機能維持に不可欠な保守点検

浄化槽の保守点検は、浄化槽内の各種装置が適正に機能しているかを点検し、装置や機械の調整・修理、スカムや汚泥の状況を確認し、消毒剤を補充することで、浄化槽の正常な機能を維持するために行わなければなりません。

★保守点検を行う回数は、家庭用の浄化槽では4カ月に1回(処理対象人員が21人以上であれば3カ月に1回)以上行うよう定められています。

★保守点検の業務は、県知事から保守点検業の登録を受けた業者に行ってもらってください。

*保守点検の記録票は、3年間保管してください。

◎定期的な清掃

浄化槽を適正に使用していても、1年間程度経過しますと、清掃が必要です。

★通常の使用で1年に1回は必要です。

★市の許可を受けた業者に委託してください。

◎法定検査

定期的に指定検査機関が行う検査が必要です。

★はじめての検査(7条検査)

浄化槽の使用開始後、6～8カ月の間に受けなければならない検査で、稼動状況及び水質測定の見査です。

★定期検査(11条検査)

7条検査と同じ内容の見査ですが、その後保守点検や清掃が適正に実施され、浄化槽の働きが正常に維持されているかを検査するもので、1年に1回は必要です。

*検査は山梨県知事が指定する「検査機関」にて、法定検査を受けてください。

検査の問合せ先

山梨県浄化槽協会検査センター ☎055(232)2762

問合せ先 大月林務環境部 ☎(22)7838

下水道課 庶務担当